

八王子市立第七中学校 令和7年度 いじめ防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉 いじめ防止対策推進法 (H25)
 - いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
 - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)
 - 不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
- 〈都〉 東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
 - 東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
 - 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
- 〈市〉 いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
 - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針 (R4.2月改定)

八王子市立第七中学校 いじめ防止基本方針

- 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - すべての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、市教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けた取組を徹底する。
- 〇令和7年度の重点項目
 - ・毎月、生徒アンケート、二者面談(教員と生徒)を各学期実施し、生徒理解及び生徒の心の状態の把握を学校全体で行う。1年生はスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
 - ・学校いじめ対策委員会を週1回実施し、いじめ問題に対して組織的に対応する。
 - ・校内研修テーマ「生徒理解と不登校対策」として研修を行う。
 - ・教職員対象にいじめ防止の校内研修を年3回以上実施する。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・SNSによるトラブルなどを起因としたいじめ問題により、他校を巻き込んだトラブルへ発展した場合の対応と学校間の連携
- ・SNSなどの学校外のトラブルに対する学校としての関わり方
- ・学年が下がるごとに難しくなる生徒とのコミュニケーションのとり方と、それに対する保護者や教員、スクールカウンセラー、関係諸機関との連携
- ・「子ども見守りシート」の活用等のほか、学校・家庭・地域が連携した生徒への対応と寄り添い方

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週水曜日 午後1時45分から午後2時35分まで
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主幹、学年主任、スクールカウンセラー
 - ※生活指導主任が学校いじめ対策委員会コーディネーターを務める。
- 〇役割 年間計画の作成・実施、いじめの認知・対応方針の協議、学校いじめ対策委員会によるいじめ認知等報告書提出の有無、重大事態の認定、いじめの解消判断、学校いじめ防止基本方針の見直し、子ども見守りシートの扱い、いじめアンケートの実施と検討、ふれあい月間の取組、議事録作成・保管等

いじめ防止対応の流れ

- ①アンケートや担任等の日常的関わりの中でいじめが疑われる事案を把握する。
- ②把握した事案は、学校いじめ対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ③事実が確認できたものは学校いじめ対策委員会として、いじめと認定する。
- ④認知したいじめは、具体的な対応方針を決め、組織的に対応する。その際、保護者に必ず連絡する。いじめの行為が止んだ後も少なくとも3ヶ月は見守っていく。
- ⑤3ヶ月以上経過した段階で、保護者や本人が、心身の苦痛を感じていないかを確認し、学校いじめ対策委員会で解消を判断する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月30日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」「重大事態の理解と対応」
- 7月25日「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本方針の共通理解」
- 12月25日「いじめへの組織的な対応」
- 3月25日「令和7年度の取組のまとめ」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ・「特別の教科 道徳」を柱に、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させる。また、自己を他者への関わりの中で捉え望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ・コミュニケーション能力を高めるアサーショントレーニングや体験活動を重視した教育活動を推進する。
- ・各教科で言語活動を取り入れた活動を行い、生徒同士の意思疎通の向上を図る。

SOSの出し方に関する授業

- ・SOSの出し方の動画を視聴した授業を全学級で実施する。
- ・困ったときには、誰に、どのように相談すればよいのかなど、自分の気持ちの伝え方を学ぶことで、一人で抱え込まず、相談して解決していく方法を身に付ける。
- 〇いじめ・いやがらせアンケートと聞き取り(6月、11月、2月)
- 〇校内いじめアンケートと聞き取り(4月、5月、7月、9月、10月、1月、3月)

いのちの大切さを共に考える日の取組他

- ・学校朝会で、「命と人権尊重の大切さ」について校長講話を実施する。
- ・学校朝会後に「特別の教科 道徳」の授業で生徒一人ひとりに「命の大切さ」について自分の考えを深めさせる。
- ・生徒一人ひとりに生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪の判断等の人権尊重の精神と規範意識を醸成するために「がん教育」「赤ちゃんふれあい事業」を行う。

生徒の自己肯定感を高める取組他

- ・いじめ防止プログラム特別授業を、一般社団法人アンガーマネジメントジャパンから講師を招聘し、第1学年対象に実施する。そして、自尊感情、自己肯定感を高めながら自身を大切にすることを育成する。
- ・生徒会と学校職員が連携して、はちおうじっ子サミット、生徒朝礼での呼びかけなど、いじめ防止に向けた活動を通して、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートを全校保護者に配付・回収し、子どもの気になる様子や知ってほしいこと、保護者の願いを学校と共有し、一人ひとりの子どもに合った支援につなげるとともに、活用の仕方を周知しいじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによるいじめ防止への取組の評価を、学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ防止基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座やセーフティ教室、授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等でいじめ防止に関する学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用し、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、警察などの関係機関と連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に配付し、周知する。